

平成二十一年五月十二日受領
答弁第三四〇号

内閣衆質一七一第三四〇号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する再質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する再質問に対する答
弁書

一について

一般的に、検察当局においては、被疑者や参考人の健康状態に十分配慮しつつ、捜査を行っているものと承知しているが、その具体的方法については、個別の事案ごとに異なるものと承知している。

二について

先の答弁書（平成二十一年四月二十四日内閣衆質一七一第三一六号。以下「先の答弁書」という。）三から七まで及び十についてで述べたとおりである。

三及び四について

お尋ねについては、現在公判係属中の事件にかかわる事柄であり、お答えは差し控えたい。

なお、先の答弁書八についての答弁は、先の質問主意書（平成二十一年四月十六日提出質問第三一六号）において、お尋ねの方が亡くなったことを前提とした質問がなされたことから、それを前提として行ったものである。

五について

「被疑者等」の健康状態に全くまたはほとんど配慮することなく捜査を行い、そのことが直接または間接の原因となり、その「被疑者等」が勾留中または釈放後に健康状態を悪化させ、死亡してしまった」の意義が必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。

六について

先の答弁書三から七まで及び十について述べたとおり、お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、お答えは差し控えたい。